

# 岐 阜 県 公 報

号 外 (三) 平 成 二 十 七 年 九 月 三 十 日

## 目 次

### 監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表  
包括外部監査の結果に基づいて講じた措置

(監 査 委 員)  
( 同 )  
七

### 岐阜県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十七年八月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十七年九月三十日

岐阜県監査委員	野 島 征 夫
岐阜県監査委員	脇 坂 洋 二
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

### 監査委員告示

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)  
(金曜日)

発 行

(休日)  
(休日に当たる)  
(ときは翌日)

平 成 二 十 七 年 九 月 三 十 日

第1 監査実施機関数

	監査実施機関数			監査結果件数		
	指摘あり	指導あり	検討あり	指摘事項	指導事項	検討事項
知事直轄部	—	—	—	—	—	—
総務部	7	0	3	0	3	0
清流の国推進部	1	0	0	0	0	0
危機管理部	1	0	0	0	0	0
環境生活部	8	1	2	0	3	0
健康福祉部	13	3	4	7	3	4
商工労働部	15	1	3	0	1	3
農政部	1	0	0	0	0	0
林政部	1	0	0	0	0	0
県土整備部	8	0	2	0	2	0
都市建設部	8	1	1	0	3	2
県事務所	—	—	—	—	—	—
教育委員会	19	4	7	0	14	5
警察本部	5	0	0	0	0	0
その他	3	0	0	0	0	0
合計	90	10	22	36	12	24

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。  
 ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの  
 ・指導事項 是正又は改善を求める事項  
 ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

監査実施機関数の「指摘あり」、「指導あり」及び「検討あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。  
 「—」は、当月監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、27機関において、12件の指摘事項及び24件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 総務部 (7機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
人事課	平成27年8月27日	行政管理課	平成27年8月28日
法務・情報公開課	平成27年8月28日	職員厚生課	平成27年8月28日
税務課	平成27年8月26日	管財課	平成27年8月27日
情報企画課	平成27年8月27日		

【監査の結果】  
 次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
人事課	指導事項	USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けていた。 2 職員は許可された利用期間を超えてUSBメモリを利用してはならないにもかかわらず、利用期間を1年以上超過して利用していたものがあった。 3 返却の記録があったが実際には返却しておらず、そのまま職員が利用していたものがあった。 USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出してしまったので、今後は適正に処理されたい。
税務課	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出してしまったので、今後は適正に処理されたい。

2 清流の国づくり政策課 (1機関)

実施機関名	実施年月日
清流の国づくり政策課	平成27年8月7日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

3 危機管理部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
危機管理部政策課	平成27年8月7日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

4 環境生活部 (8機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
環境生活政策課	平成27年8月7日	陸薬物対策課	平成27年8月4日
環境生活政策課	平成27年8月7日		
私学振興・青少年課	平成27年8月5日	文化振興課	平成27年8月5日

人権施策推進課	平成 27年 8月 28日	統計課	平成 27年 8月 28日
県民生活相談センター	平成 27年 8月 4日	岐阜地域環境室	平成 27年 8月 28日

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
私学振興・青少年課	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出してしまったものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
統計課	指導事項	USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出してしまったものがあつた。 2 1年間使用することとして貸与を受けた職員が、更にも他の職員に貸与していた。 公務中の1件の交通事故について、修繕料61,128円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜地域環境室	指摘事項	

5 健康福祉部 (13機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
健康福祉政策課	平成 27年 8月 31日	医療整備課	平成 27年 8月 25日
地域医療推進課	平成 27年 8月 25日	保健医療課	平成 27年 8月 18日
生活衛生課	平成 27年 8月 18日	薬務水道課	平成 27年 8月 28日
高齢福祉課	平成 27年 8月 26日	障害福祉課	平成 27年 8月 21日
地域福祉国保課	平成 27年 8月 26日	女性の活躍推進課	平成 27年 8月 19日
子育て支援課	平成 27年 8月 19日	子ども家庭課	平成 27年 8月 27日
保健環境研究所	平成 27年 8月 28日		

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
地域医療推進課	指摘事項	女性医師等就労環境改善事業費補助金の一部返還に係

高齢福祉課	指摘事項	る収入事務において、平成 24年度に交付した当該補助金の消費税及び地方消費税の仕入控除額(以下「消費税等の額」という。)に関する報告を平成 25年 7月に補助事業者から受けていたにもかかわらず、平成 27年 1月まで消費税等の額に相当する補助金の返還を命じていなかった。そのため、返還となった補助金額計 1,404 円の属定が約 17か月遅延していたので、今後は適正に処理されたい。
障害福祉課	指導事項	印刷製本費に係る支出事務において、債権者に対する 1 件 39,528 円の支払が 130 日遅延するとともに、遅延利息 400 円が支払われていたので、今後は適正に処理されたい。
子育て支援課	指導事項	岐阜県介護実習・普及センター運営委託に係る契約事務及び貸付物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 受託者に県の所有する物品を貸し付けて使用させていたが、委託業務契約書に物品の貸付けを明記していなかった。 2 受託者から貸付物品の借受書を徴していなかった。 岐阜県心身障害者扶養共済制度未納掛金の回収に係る収入事務において、未納者に対する督促状を発行していいないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
子ども家庭課	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出してしまったので、今後は適正に処理されたい。
保健環境研究所	指摘事項	検査等で出た廃液を誤って分別し、他の廃液と混合したことにより発生した廃棄物容器破裂事故について、修繕料として 1,728 円が支払われているとともに、蛍光灯器具が廃棄(評価額 17,172 円)されていたので、廃棄物の保管について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。

6 商工労働部 (15機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
商工政策課	平成 27年 8月 28日	商業・金融課	平成 27年 8月 6日

労働雇用課	平成 27 年 8 月 17 日	企業誘致課	平成 27 年 8 月 6 日
産業技術課	平成 27 年 8 月 17 日	新産業振興課	平成 27 年 8 月 19 日
地域産業課	平成 27 年 8 月 19 日	岐阜地域産業労働室	平成 27 年 8 月 28 日
観光企画課	平成 27 年 8 月 18 日	観光誘客課	平成 27 年 8 月 18 日
国際戦略推進課	平成 27 年 8 月 26 日	産業技術センター	平成 27 年 8 月 28 日
情報技術研究所	平成 27 年 8 月 28 日	セラミックス研究所	平成 27 年 8 月 28 日
国際たくみアカデミー	平成 27 年 8 月 28 日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
新産業振興課	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。
地域産業課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。
情報技術研究所	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。

7 農政部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
検査監督課	平成 27 年 8 月 28 日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

8 林政部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
全国青樹祭推進事務局	平成 27 年 8 月 28 日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

9 県土整備部 (8機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
建設政策課	平成 27 年 8 月 31 日	用地課	平成 27 年 8 月 28 日
技術検査課	平成 27 年 8 月 28 日	道路建設課	平成 27 年 8 月 6 日
道路維持課	平成 27 年 8 月 6 日	河川課	平成 27 年 8 月 17 日
砂防課	平成 27 年 8 月 17 日	犀川管理事務所	平成 27 年 8 月 17 日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
河川課	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。
砂防課	指導事項	USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。

10 都市建設部 (8機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
都市政策課	平成 27 年 8 月 28 日	都市整備課	平成 27 年 8 月 21 日
下水道課	平成 27 年 8 月 28 日	建築指導課	平成 27 年 8 月 28 日
公共建築住宅課	平成 27 年 8 月 25 日	水資源課	平成 27 年 8 月 28 日
都市公園課	平成 27 年 8 月 21 日	公共交通課	平成 27 年 8 月 21 日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
公共建築住宅課	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料104,400円

指図書事項	が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。
指図書事項	県営住宅の使用料徴収事務において、平成21年4月から平成27年2月までの家賃額の算定を誤っていたことにより、2世帯から計268,400円の家賃を過大に徴収していた。その結果、過大徴収した家賃を還付する際に、還付加算金計27,678円を支出していたため、今後は適正に処理された。
指図書事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出してしまったため、今後は適正に処理された。

11 教育委員会 (19機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
教育総務課	平成27年8月7日	教育財務課	平成27年8月5日
学校支援課	平成27年8月5日	特別支援教育課	平成27年8月4日
社会教育文化課	平成27年8月4日	文化財保護センター	平成27年8月28日
博物館	平成27年8月28日	岐南工業高等学校	平成27年8月28日
岐阜各務野高等学校	平成27年8月28日	大垣商業高等学校	平成27年8月28日
東濃実業高等学校	平成27年8月28日	可児工業高等学校	平成27年8月28日
土岐商業高等学校	平成27年8月28日	中津商業高等学校	平成27年8月28日
益田清風高等学校	平成27年8月28日	高山工業高等学校	平成27年8月28日
揖斐特別支援学校	平成27年8月28日	海津特別支援学校	平成27年8月28日
恵那特別支援学校	平成27年8月28日		

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
博物館	指図書事項	駐車車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金316,043円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られた。
	指導事項	物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。

岐南工業高等学校	指導事項	1 岐阜県博物館資料取扱要項では、受け入れた資料のうち、登録資料として保管する場合は、博物館データベースシステムに登録するとともに、岐阜県総合財務会計システムに登録することとなっている。博物館データベースシステムと岐阜県総合財務会計システムの物品登録状況を確認したところ、両者が一致しない物品が1,630件あった。 2 物品の処分事務において、不決定の手続きを行わないまま廃棄されているものがあった。
岐阜各務野高等学校	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出してしまったため、今後は適正に処理された。
岐南工業高等学校	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出してしまったため、今後は適正に処理された。
岐阜各務野高等学校	指導事項	物品の管理事務において、ピラオナーレコマなど34台（取得価格計9,946,665円）を亡失していたため、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められた。
大垣商業高等学校	指導事項	物品の管理事務において、平成26年度の現物実査で現物と物品一覧表との不一致がでない物品が72件（取得価格計6,839,944円）あったので、原因を究明し速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。
大垣商業高等学校	指導事項	物品の管理事務において、平成26年11月に購入した情報機器一式（生使用パソコン40台他）の取得価格を8,888,400円として物品登録すべきところ、工事請負費939,600円を含めた9,828,000円で物品登録していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。
益田清風高等学校	指導事項	物品の管理事務において、平成26年度の現物実査で現物と物品一覧表との不一致がでない物品が1件（取得価格115,500円）あったので、原因を究明し速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。
高山工業高等学校	指導事項	高等学校授業料の取入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理された。 1 年度途中で就学支援金の対象外となっていたにもかかわらず、事務処理を怠ったため、生徒1名の平成26年7月から9月分の授業料計29,700円について、約9か月間の、徴収手続を行っていないかった。 2 上記の授業料について、平成26年10月以降に出力される帳票により収入未済であることを知り得たが、その精査を行わなかったため滞納であることを認識しておらず、督促状を発行していなかった。 生産物の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理された。
海津特別支援学校	指導事項	

<p>恵那特別支援学校</p>	<p>指導事項</p> <p>1 担当者は生産物を製造した場合は、作業製品目別野帳にその数量を記載することとなっている。しかし、1週間ごとにまとめて1日で全てを受け入れたとして作業製品目別野帳に記載していたものがあった。</p> <p>2 担当者は生産物を売却等により払い出す場合は、その都度、作業製品引継書を作成し、学校長が引き継ぐとともに、作業製品目別野帳にその数量を記載することとなっている。しかし、1週間ごとにまとめて1日で全量払い出したとして作業製品引継書を作成し、作業製品目別野帳に記載していたものがあった。</p> <p>3 学校長が担当者から生産物を引き継いだ場合は、その都度、出納員が作業製品出納簿にその数量を記載することとなっている。また、生産物を売却等により処分しようとする場合は、その都度、学校長が作業製品処分調書により処分を決定し、出納員が作業製品簿にその数量を記載することとなっている。しかし、これらの手続について1週間ごとにまとめて1日で全量を引き継いで処分したとして作業製品処分調書を作成し、作業製品出納簿に記載していたものがあった。</p> <p>4 生産物売払収入の現金管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 現金を収納した日に調定、現金領収証書の作成及び現金出納簿の記載を行っておらず、1週間ごとにまとめて調定等を行い、調定した日に金融機関へ現金を払い込んでいた。</p> <p>2 現金を収納してから調定を行うまでの間、特に理由のないまま担当職員が現金を保管していた。</p> <p>5 USBメモリの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けていたので、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>指導事項</p>	<p>指導事項</p> <p>USBメモリの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けていたので、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>指導事項</p>	<p>指導事項</p> <p>USBメモリの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けていたので、今後は適正に処理されたい。</p>

12 警察本部 (5機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
総務課	平成27年8月31日	広報県民課	平成27年8月31日
会計課	平成27年8月31日	装備施設課	平成27年8月31日
情報管理課	平成27年8月31日		

【監査の結果】  
特に指摘及び指導する事項はなかった。

13 その他 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
出納事務局	平成27年8月31日	人事委員会事務局	平成27年8月28日
労働委員会事務局	平成27年8月28日		

【監査の結果】  
特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、岐阜県知事等関係機関から包括外部監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十七年九月三十日

岐阜県監査委員 野 島 征 二 夫  
 岐阜県監査委員 脇 坂 洋 二  
 岐阜県監査委員 山 本 泉  
 岐阜県監査委員 藤 良 寛  
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

1 平成24年度、平成25年度及び平成26年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況  
 1 平成24年度 (単位：件)

特定の事件 (フーヤ)	措置を講ずべき部局	監査結果 (指摘)	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置
知事部局	3	A	B	C	A-B-C
学校教育に係る事務の執行及び運営管理について	62	3	3	—	0
計	65	62	54	4	4

※1 教育委員会教育長から平成27年9月18日付け教総第254号で通知があったもの

2 平成25年度 (単位：件)

特定の事件 (フーヤ)	措置を講ずべき部局	監査結果 (指摘)	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置
知事部局	25	A	B	C	A-B-C
公有財産等に係る事務の執行	20	—	—	—	4

※2 知事から平成27年9月15日付け行第3号で通知があったもの

3 平成26年度 (単位：件)

特定の事件 (フーヤ)	措置を講ずべき部局	監査結果 (指摘)	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置
知事部局	3	A	B	C	A-B-C
補助金に係る事務の執行	—	—	—	—	0

※3 知事から平成27年9月15日付け行第74号で通知があったもの

Ⅱ 監査結果（指摘）に基づき講じた措置

1 平成24年度（テーマ：学校教育に係る事務の執行及び運営管理について）

第2. 県立高等学校及び特別支援学校の収入事務等に関する事項

<p>監査結果報告書記載 145頁</p>	<p>【授業料の収入未済額に関して】 X高等学校における授業料の収入未済額は265,596円と岐阜県全体の10%超を占めている。上記収入未済案件（以下「滞納案件」という。）における対象債権者は名であるが、住査日において、授業料等滞納者記録簿を閲覧したところ、いずれも平成23年11月8日を最後に滞納者との接触がされていなかった。 平成24年度に入って、一度もアクションが無いため、早急に滞納案件の解消を進める必要がある。</p>	<p>結果の内容</p>	<p>左記に基づき講じた措置</p>
<p>146</p> <p>【授業料の収入未済額に関して】 ②授業料等未納対策検討委員会について X高等学校において、上記の滞納案件のうち、債権者及び債務者に関しては、いずれも平成21年9月29日に検討委員会が開催されている。しかし、「授業料等徴収事務等の取扱要綱」に従えば、必置条件（1）の適用によって債権者については平成21年1月に、また、必置条件（2）の適用によって債務者Bは平成21年6月、債務者Dは平成21年5月に少なくとも検討委員会を設置する必要があり、当該委員会にて徴収方針を定めるとともに滞納解消に努める必要があった。 また、同要綱に従えば、4ヶ月分以上滞納しており、面接指導に応じない場合は、再催告書を発送するよう規定されており、当該再催告書には指定納期限までに納入されないうときは、連帯保証人への連絡並びに除籍処分及び裁判所への支払督促の申立ての手続きをとることが明記されている。しかし、上記の滞納案件については、</p>	<p>平成26年度は、平成26年5月20日、平成26年6月10日、平成27年2月17日の3回授業料等未納対策検討委員会を開催し、授業料の徴収促進、滞納解消を図るため校内組織で対応方針を検討した。平成27年度は、6月30日に第1回授業料等未納対策検討委員会を開催した。今後も、「授業料等徴収事務等の取扱要綱」に従い、授業料等未納対策検討委員会を開催することとした。</p>		

<p>これらのいずれの手続きもとられることもなく、現在に至っている。 授業料の滞納等によって、生徒の旅費を求めらるの滞納等として酷な判断であるかもしれないが、規定に従った手続きをとったうえ、要綱により難しい事情がある場合は随時、校長は教育長へ協議し、必要な手続きをとる必要がある。</p>	
--	--

第4. 県立高等学校及び特別支援学校の物品管理に関する事項

<p>監査結果報告書記載 186頁</p>	<p>【図書室所在書籍の実地棚卸方法について】 ① 実地棚卸の網羅性と実地棚卸要領について 岐阜高等学校では、開架所在書籍は全て図書管理ソフトに登録し、実地棚卸を行っている。但し、書庫所在書籍は部分的には図書管理ソフトに登録しているものの、大部分は紙台帳で図書管理を行っており、実地棚卸も行っていなかった。</p>	<p>結果の内容</p>	<p>左記に基づき講じた措置</p>
<p>192</p> <p>【現物実査の方法について】 ①現物実査の対象の漏れについて 岐阜商業高等学校では、年に一度の定期的な現物実査は実施されていた。しかし、物品一覽表のうち供用主任等が「所属長使用」となっ</p>	<p>実地棚卸の目的は、現物の実在性の確認にあるため、図書管理ソフト登録の有無に関わらず、全書籍を対象として実地棚卸を行うべきである。図書管理ソフト登録は漸次進めることであるが、図書管理ソフトによる書籍検索は、書籍利用を促進できるメリットもある。書籍の有効利用のため、順次、全書籍を図書管理ソフトに登録するべきである。 さらに、岐阜県は図書室所在書籍の実地棚卸方法に関する全校統一的な実施要領は作成していない。県立学校すべてにおいて、図書の実地棚卸の同一水準で適正に実施されるよう、実施要領を作成し、周知するべきである。</p> <p>【岐阜商業高等学校】 平成26年度の現物実査では、供用主任者が所属長となっているものについては、事務職員が実査を担当した。 全ての物品に関する照合確認については、平</p>		



<p>ていたものについては、物品の現物実査の実施からは漏れており、「年度現物実査の結果について(報告)」作放棄後に事後的に実施されていた。さらに事後で行った実査の結果、一部現物の照合確認ができなかったもの、個々の物品に貼る備品整理票貼付が漏れたものがあった。結果的に、先に提出している「年度現物実査の結果について(報告)」は正確さを欠いている。</p> <p>現物実査実施計画(画書)により実査担当者が決定されているが、この決定により物品管理表のすべての備品が詳細的に担当者に割振られているかを確かめる必要がある。</p> <p>また、飛騨高山高等学校においても、年に一度の定期的な現物実査は実施されていた。しかし、生物実験室にある高圧滅菌機について、住所時点で未使用状態にあり、物品一覧表に記載されており、現物実査の対象となっていた。使用されていない資産についても、物品一覧表に記載を行い、現物実査の対象とする必要があり、遊休資産として適切に管理する必要がある。遊休状態で使用見込みがないものは、保管スペース、安全等を考慮のうえ、速やかに廃棄すべきである。</p>	<p>平成27年3月19日に完了した。</p> <p>【飛騨高山高等学校】 高圧滅菌機については、故障しており型式も古く修理部品も無いことから、かなり以前に物品登録上は廃棄処分したが、そのまま残っていたことが判明した。ほとんどが壊れており、資源(鉄くず)として売却し、平成25年9月30日に収入簿定を行った。</p>
---	--

2 平成25年度(テーマ:公有財産等)に係る事務の執行

3 個別除付に係る結果		
<p>区分 監査結果報告書記載頁</p>	<p>結果の内容</p>	<p>左記に基づき講じた措置</p>
<p>住宅供給公社(不存在の土地の資産計上)</p>	<p>164 【実在しない土地の資産計上】 資産計上されている土地の中には、登記簿には記載されているものの、存在していないものがありました。実在しない資産を計上することは不適切であり、会計上、取消す必要があります。</p>	<p>【住宅供給公社】 (所管課:公共建設住宅課) 指図書事項について、以下のとおり報告を受けた。 当該土地が登記簿には記載されているものの、現地在存在しないことを確認した。法務局及び当該土地の土地改良事業を行った揖斐川町と協議を行った結果、平成26年10月16日に登記を抹</p>

3 平成26年度(テーマ:補助金)に係る事務の執行

3 「事業評価調査」を利用した補助金評価の現状と課題		
<p>区分 監査結果報告書記載頁</p>	<p>結果の内容</p>	<p>左記に基づき講じた措置</p>
<p>事業評価調査 30</p>	<p>【事業評価調査】の未作成 他の資料やヒアリング等により確認したとされる9件は、本来、「事業評価調査」の作成を不要とすべき理由はなく、予算要求に当たり、必要な資料が提出されていないことから問題があります。予算要求の過程において、必要な資料が作成されているかを確認することが必要です。</p>	<p>【取組】 平成27年度当初予算編成の過程において、「事業評価調査」の作成を要しない事業を明確にした上で、作成を要する事業については、すべて作成されていることを確認した。 今後も、この対応を継続し、適切な運用を確保していく。</p>

5 個別補助金の執行

<p>区分 監査結果報告書記載頁</p>	<p>結果の内容</p>	<p>左記に基づき講じた措置</p>
<p>木造公共施設整備(加速化事業費)(2補正分) 152</p>	<p>【補助金交付先の選定における計算方法の明確化】 補助金交付先の選定における事業評価の計算方法が、いままでの結果、事業者が補助金を受けられないと判断したり、県の交付決定において異なる判断がされるおそれがあることから、要綱・要領等により取扱いを明確にしておく必要があります。</p>	<p>【財産状況確認】 「木造公共施設整備(加速化)事業費補助金事務取扱要領」を改正し、基準値の算定方法を明確にした。(平成27年3月19日改正 平成27年4月1日から適用) 【競技スポーツ課】 平成26年11月に補助対象団体に続き、実施状況等の現地検査を行い、年度末の業績報告を速やかに実施できるよう指導した。平成26年度分については、要綱に定められている期間内に、</p>
<p>トランプスタート拠点クラブ活動費補助金 159</p>	<p>【業績報告書の提出遅延】 業績報告書の修正作業に時間を要し、業績報告書の確定が、いずれも5月にずれ込んでいました。</p>	<p>「要綱」の定めに従って、補助対象事業の進捗状況を把握し、期限内に受</p>

平成二十七年九月三十日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社

	理できるよう、速やかに対応を進める ことが必要です。	全補助対象団体から実績報告書の提出 された。